

横浜市資源循環局と横浜エクセレンスのきれいなまちづくりに関する協定

横浜市資源循環局（以下「甲」という。）と株式会社横浜エクセレンス（以下「乙」という。）は、きれいなまちづくりに資する活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力をするることにより、清掃活動や環境美化に関する活動を通じて、地域の環境保全に貢献し、市民への啓発活動を推進することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）を協力して実施するものとする。

- (1) 清掃活動に関する事項
- (2) 環境美化等に資する広報・啓発活動に関する事項
- (3) その他前条に定める目的に資する事項

2 協力事項の具体的な内容及びスケジュール等の詳細については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定は、甲又は乙のいずれかから協定を解除する旨の申し出のない限り、効力を有するものとする。

（協定の変更又は解約）

第4条 甲及び乙は、相手方が本協定の変更又は解約を申し出たときは、協議のうえ、別途書面にて合意することにより、本協定の内容を変更又は解約をすることができる。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、協議のうえ、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。